

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

第十八改正日本薬局方正誤表の送付について（その 4）

第十八改正日本薬局方（令和 3 年厚生労働省告示第 220 号）につきまして、一部に誤植等がありましたので別紙のとおり正誤表を送付いたします。

第十八改正日本薬局方告示版に対する正誤表（その４）

１．一般試験法

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
9.41 試薬・試液 オルシン	234、右	↑ 23	$C_7H_8O_2$	$C_7H_3O_2$
9.41 試薬・試液 無水コハク酸	359、左	↑ 6	冷後，1 mol/L水酸化ナトリウム液で <u>滴定</u> 〈2.50〉する	冷後，1 mol/L水酸化ナトリウム液で <u>適定</u> 〈2.50〉する．

２．医薬品各条（化学薬品等）

該当箇所	頁、左右	↓/↑、行	正	誤
サッカリンナトリウム水和物	860、右	↑ 17	水分〈2.48〉 15.0%以下(0.1 g, 容量 <u>滴定</u> 法, 直接 <u>滴定</u>)．	水分〈2.48〉 15.0%以下(0.1 g, 容量 <u>適定</u> 法, 直接 <u>適定</u>)．
ジラゼプ塩酸塩水和物	944、左	↑ 4	0.1 mol/L過塩素酸で <u>滴定</u> 〈2.50〉する(電位差滴定法)．	0.1 mol/L過塩素酸で <u>適定</u> 〈2.50〉する(電位差滴定法)．
レボホリナートカルシウム水和物	1834、右	↓ 19	0.005 mol/L硝酸銀液で <u>滴定</u> 〈2.50〉する(電位差滴定法)	0.005 mol/L硝酸銀液で <u>適定</u> 〈2.50〉する(電位差 <u>適定</u> 法)
ロキサチジン酢酸エステル塩酸塩	1837、右	↑ 15	0.1 mol/L過塩素酸で <u>滴定</u> 〈2.50〉する(電位差滴定法)．	0.1 mol/L過塩素酸で <u>適定</u> 〈2.50〉する(電位差滴定法)．